

# 音 楽 (器楽合奏)

発行者			教科書の記号・番号	判型 総ページ数	検定済年
番号	名称	略称			
17	教育出版	教 出◆	音楽 751	A 4 変型 106	令和 2 年
27	教育芸術社	教 芸◆	音楽 752	A 4 変型 106	

※「発行者 略称」欄にある◆は、「学習者用デジタル教科書」（学校教育法第34条第2項に規定する教材）の発行予定があることを示しています。

校 種		聴覚障害特別支援学校	肢体不自由・病弱特別支援学校
観点	生徒の実態	・両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度である。	・肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度である。 ・慢性の疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度である。
	1 障害のある生徒が興味・関心をもって取り組むことができる单元等について	①聴覚障害の理解にかかわる記述があるもの。	①学校生活や社会生活に身近な題材を取り上げているもの。 ②肢体不自由や病弱の理解に関わる記述等があるもの。
	2 障害への配慮を要する内容等について	①言葉や音を聞き取る活動があり、学習活動に困難が想定されるもの。 ②インタビュー等、会話が主体となる活動があり、学習の際に特別な支援が必要であるもの。 ③方言や特徴的な言い回し等を多用し、読解の際に説明が必要であるもの。	①上肢の操作を伴うため、学習活動に困難が想定されるもの。 ②病気の治療による運動制限から、経験できない体育的活動を扱った題材が取り上げられているもの。 ③各学年の生徒数が少ないため、集団活動が含まれるなど取扱いが困難と思われる内容が取り上げられているもの。
構成上の工夫	障害の状態に応じた事項、その他	①聴覚の障害を補えるように、写真、図絵等で視覚的に説明しているもの。 ②学習のポイント等が大きな文字や枠囲み等で簡潔に記されたもの。	①学習のポイント等が大きな文字や枠囲み等で簡潔に記されていたり、各单元等のまとまりが記されていたりするもの。 ②外出等の社会的経験の不足を補えるように、写真、図絵等で視覚的に説明されているもの。 ③ページをめくる等の動作が難しい場合があるため、見開きページで学べるようになっているもの。

中学部 音楽(器楽合奏) (聴覚障害特別支援学校)

発行者			教出	教芸	
内容	演奏形態別の曲数	独奏・斉奏	37	26	
		重奏・合奏	27	20	
		いろいろな楽器による合奏	10	10	
	我が国や郷土の伝統音楽の曲数		24	17	
	諸外国の音楽の曲数		34	28	
	取り上げている楽器の種類別の数	和楽器	弾き物(弦楽器)	2	2
			吹き物(管楽器)	2	2
			打ち物(打楽器)	5	5
		諸外国の楽器(世界の諸民族の楽器を含む)	弦楽器	1	1
			リコーダー	1	1
			リコーダー以外の管楽器	0	0
			打楽器	5	12
			鍵盤楽器	1	1
			電子楽器	0	1
	その他(手作り楽器を含む)		3	7	
発展的な内容を取り上げている箇所数		2	0		
<b>1 聴覚障害のある生徒が興味・関心をもって取り組むことができる単元等について</b>		23箇所	20箇所		
①動きを模倣する活動など、視覚的な情報で学習活動が工夫できるもの。		①「篠笛」では、姿勢とかまえ方等について視覚的に示されており、動きを模倣する活動など、工夫して学習することができる。(P18-19)	①「打楽器」では、打楽器の演奏方法等について視覚的に示されており、動きを模倣する活動など、工夫して学習することができる。(P70-74)		
<b>2 聴覚障害への配慮を要する内容等について</b>		5箇所	2箇所		
①音の重なりによる響きを感じ取ることがねらいになっており、学習活動に困難が想定されるもの。		①「不思議な旋律 PART-2」では、楽器の音色や響きを生かして表現する活動があり、取り扱う際に配慮が必要である。(P77)	①「千の風になって」では、各パートの楽器を演奏し、全体の響きを確認する活動があり、取り扱う際に配慮が必要である。(P13)		
②演奏や歌唱の聞き比べ等、学習活動に困難が想定されるもの。		②「何が同じで、何が違う PART-1」では、篠笛、リコーダー、尺八の音色を聴き取る活動があり、取り扱う際に配慮が必要である。(P26)	②「ギター」では、弦の響きの音色の違いを聴き比べる活動があり、取り扱う際に配慮が必要である。(P36)		
構成上の工夫	<b>障害の状態に応じた事項、その他</b>		①「アーティキュレーション」では、奏法による息の流れや舌先の使い方について絵図で示している。(P16)	①「日本音楽の楽器編成」では、日本音楽で利用する楽器の分類を写真で示している。(P69)	
	①聴覚の障害を補えるように、写真、図絵等で視覚的に説明しているもの。				
参考	防災や自然災害の扱い		あり	あり	

中学部 音楽(器楽合奏) (肢体不自由・病弱特別支援学校)

発行者		教出	教芸	
演奏形態別の曲数	独奏・斉奏	37	26	
	重奏・合奏	27	20	
いろいろな楽器による合奏		10	10	
我が国や郷土の伝統音楽の曲数		24	17	
諸外国の音楽の曲数		34	28	
取り上げている楽器の種類別の数	和楽器	弾き物(弦楽器)	2	2
		吹き物(管楽器)	2	2
		打ち物(打楽器)	5	5
	諸外国の楽器(世界の諸民族の楽器を含む)	弦楽器	1	1
		リコーダー	1	1
		リコーダー以外の管楽器	0	0
		打楽器	5	12
		鍵盤楽器	1	1
	電子楽器	0	1	
	その他(手作り楽器を含む)		3	7
発展的な内容を取り上げている箇所数		2	0	
内容	<b>1 肢体不自由・病弱の生徒が興味・関心をもって取り組むことができる単元等について</b> ①上肢の操作を伴うものであっても、学習活動が工夫できるもの。	8箇所 ①「かまえ方と打ち方」では、立奏台、座奏台、交差台など太鼓の置き方を変えることで様々な演奏ができることが示されており、学習活動が工夫できる。(P56-59)	14箇所 ①「打楽器のための小品」では、カスタネット、小太鼓などの楽器だけでなく、木箱や空き缶など身の回りにあるものの活用が示されており、学習活動が工夫できる。(P90)	
	<b>2 肢体不自由・病弱への配慮を要する内容等について</b> ①上肢の操作を伴うため、楽器の演奏等の学習活動に困難が想定されるもの。 ②心疾患等にかかわる配慮が必要なもの。 ③各学年の生徒数が少ないため、集団活動が含まれるなど取扱いが困難と思われる内容が取り上げられているもの。	21箇所 ①「ギター」では、指先を細やかに使う奏法があり、取り扱う際に配慮が必要である。(P30) ②「リコーダー」では、息のコントロールや腹式呼吸について示されており、取り扱う際に配慮が必要である。(P13) ③「千の海響 望の章」では、3パートに分かれた演奏があり、少人数での学習の際に配慮が必要である。(P86-87)	14箇所 ①「箏」では、指先を細やかに使う奏法があり、取り扱う際に配慮が必要である。(P43) ②「篠笛」では、高い音を出す場合は、息を前方に強く吹き出すようにするなど、取り扱う際に配慮が必要である。(P63) ③「星の世界」では、3パートに分かれた演奏があり、少人数での学習の際に配慮が必要である。(P77)	
構成上の工夫	<b>障害の状態に応じた事項、その他</b> ①学習のポイント等が大きな文字や枠囲み等で簡潔に記されているもの。 ②写真、図絵等で視覚的に示されているもの。	①「何が同じで、何が違う？PART-2」では、3種類の弦楽器の音が出る仕組み、かまえ方、音色や弾き方の特徴など、ポイントが枠囲みで記されている。(P52) ②「箏(こと)」では、写真で箏の各部の名称や基本的な奏法を説明している。(P36-41)	①「ギター」では、ギターの種類やチューニングなどについて大きな写真とともに簡潔に説明している。(P32) ②「打楽器」では、様々な打楽器の基本的な奏法について写真と譜例で説明している。(P70-74)	
参考	防災や自然災害の扱い	あり	あり	

